処　分　基　準

平成６年10月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第58条の４
処 分 の 概 要：過積載車両に係る指示
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 ・　使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合 ・　同一の車両について過積載走行が繰り返されたような場合 ・　同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われたような場合 などである。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　企画指導係(電話025-285-0110 内線5122)
備　　考：